

埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制を構築するため、介護支援専門員に対する暴力・ハラスメントなどの安全確保対策に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する居宅介護支援事業所等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

事業名	補助対象事業
介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業	介護支援専門員の安全確保対策に資するため、令和8年7月3日から令和9年3月31日までの間に通話録音装置等の購入及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービスの導入を行う事業（経費の支払いが令和8年7月3日から令和9年3月31日までのものに限る。）

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、以下に掲げる事業を実施し、埼玉県内に所在する介護事業所を運営する法人とする（ただし、市町村が自ら実施する場合を除く。）。

なお、（1）及び（2）の介護事業所を同一事業所で運営している場合は、原則としていずれか一方の事業所を対象とする。

（1）指定居宅介護支援

（2）指定介護予防支援

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。

（1）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、別表の第1欄に定める経費とし、補助率は同表第3欄に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第5条 交付額は、別表の第2欄に定める補助基準額と第1欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を変更、中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条第1項第2号により定める5年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (8) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (9) 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（交付の方法）

第9条 知事は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、補助金の支給に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

（実績報告書の様式等）

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、当該補助決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該対象事業が完了した日の翌日から1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで知事が指定した書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとし、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 13 条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに様式第 6 号の請求書を提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。

(決定の取消し等)

第 14 条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) 補助事業者から事業の変更、中止又は廃止の申請があったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

(雑則)

第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年７月３１日から施行し、令和８年７月３日から令和９年３月３１日までに行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。

別表（第4条・第5条関係）

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
通話録音装置等の購入費及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス導入経費。 （ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）	1 事業所当たり 100 千円	10 分の 10

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。